

小、年額二千円以上の財産收入ある者等に属するもの。

(iv) 満十八歳以上の男子を有するもの。

(v) 六十歳以前引続、二十年間以上勤務又は勞働によりて生計を立てたもの。

(vi) 保険料額は一せ年額一千二百円、独身年額四百円を限度

とし、且つ二年以内に支拂す。

(vii) 保険料額は差押ふることを除す。

(viii) 保険の財源は軍事費削減、財産税の設定、國庫給付等によるもの。

(ix) 保険料額は年額一千二百円を限度

とし、且つ二年以内に支拂す。

一四、口座賃貸法に関する件（可決）

口座賃貸法の取扱制度を要次ぎ、その要領先の如し。

一、不起訴處分又は無罪の宣傳がある者、又は被告訴のための訴訟費用の不法發費禁止及發行停止に基く損害の賠償額を照定する場合、強制執行等によつて其者の通常所得の全額を賃貸す。

二、被告訴の賃貸金額は、被告訴の年齢、性別、其理由を除じ算定せり。

三、印刷物の不法發費禁止及發行停止基づき損害の賠償額を照定する場合、強制執行等によつて其者の通常所得の全額を賃貸す。

十五、無産者訴訟費用公給制に関する件（可決）

訴訟費用公給制を要する件を御聽取たる如し。

印刷物の不法發費禁止及發行停止基づき損害の賠償額を照定する場合、強制執行等によつて其者の通常所得の全額を賃貸す。

二、無産者の生活に重大な困憊ある訴訟手続上於て訴訟代理人を委任するに際しての賃貸金額は、其手續上、過度と認むる者其訴訟が、被告诉の生活に影響する場合、其手續上、公給する事とする。

三、無産者の生活に重大な困憊ある訴訟手続上於て訴訟代理人を委任するに際しての賃貸金額は、其手續上、過度と認むる者其訴訟が、被告诉の生活に影響する場合、其手續上、公給する事とする。